



® 平成 29 年 9 月 19 日 (火)  
No. 14531 1部370円(税込み)

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発行所  
一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671  
近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971  
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

## 主要判決全文紹介

### 《知的財産高等裁判所》

### 特許権侵害差止請求控訴事件

(治療用マーカー—進歩性欠如に基づく特許無効の抗弁) [上] (全2回)

—平成28年(ネ)第10083号、平成29年5月18日判決言渡—  
(原審：東京地方裁判所 平成26年(ワ)第21436号)

#### 事案の概要

本件は、発明の名称を「治療用マーカー」とする本件特許権(第3609289号)を有する被控訴人らが、控訴人の製造・販売等する被告各製品が、本件発明の技術的範囲に属すると主張して、控訴人に対し、被告各製品の製造、譲渡等の差止め及び廃棄を求める事案である。

原審は、被告各製品は本件発明の技術的範囲に属し、本件特許権は特許無効審判により無効にされるべきものではないとして、被控訴人ら(一審原告ら)の請求を全部認容したため、控訴人(一審被告)が

#### 特許業務法人



#### 和国際特許事務所

Takewa international patent office

～人と技術・技術と社会を結ぶパートナー～

私たちは知的財産権及び技術のプロとして全力でお客様をサポートします～

代表 弁理士 篁 悟

パートナー 弁理士 垣内 順一郎  
弁理士 久保山 典子  
弁理士 植松 里紗子

パートナー 弁理士 服部 秀一  
弁理士 小牧 哲也  
弁理士 影井 俊次

パートナー 弁理士 宗像 孝志  
弁理士 小田木 美奈子  
弁理士 中村 和夫

顧問 弁理士 高見 和明

〒105-0003 東京都港区西新橋3丁目13番3号 ユニゾ西新橋三丁目ビル 2階  
TEL: 03-5776-2700 FAX: 03-5776-2711 Email: [take@take-pat.com](mailto:take@take-pat.com) URL: <http://www.take-pat.com/>  
群馬支所 〒370-2213 群馬県甘楽郡甘楽町白倉61番地1  
TEL: 0120-966-726 facebook: @takepatgunma

これを不服として控訴した。

## 判示事項

### 1 無効理由5 (乙1発明及び乙9発明に基づく進歩性欠如) について

#### 1-1 本件発明の意義等 (原判決のとおり)

本件発明は、患者の皮膚にライン等のマークを記入して、放射線治療等の際の目印とするための治療用マーカーに関するものであり、(中略) 患者の皮膚に治療用の目印をマーキングする際に、術者や患者の衣服等を汚すことがなく、また、鮮明で正確な目印をマーキングできるようにすることを目的とするものである。

そして、本件発明の治療用マーカーは、表面に治療用の目印となるマークが印刷されている基台紙と、基台紙の裏面に剥離可能に順次積層されている透明な保護シート層、前記基台紙に印刷されたマークと同一のマークを形成するインク層、接着層、保護紙とによって構成されており、これを使用するときには、前記保護紙を剥がして、前記基台紙に水分を含ませると共に、前記接着層を皮膚に押し当てることにより、前記接着層、インク層及び保護シート層を皮膚側に転写し、転写されたマークを各種の治療の際の目印とし、転写されたマークは、保護シート層によって表面を保護されているので、衣服等で擦れたりしても消えることがなく、長期間に渡って目印を施した状態を維持することができる構成を有することによって、上記課題を解決するものと認められる。

#### 1-2 乙1公報 (特開平8-207499号公報) に記載された乙1発明の認定

「A' 剥離性シートと

B' 該剥離性シートの裏面に剥離可能に積層されている透明弾性層と、

C' 該透明弾性層の裏面に積層された着色印刷インキ層と、

D' 該着色印刷インキ層の裏面に積層されている粘着剤層と、

E' 該粘着剤層の裏面に剥離可能に積層されているセパレーターとによって構成され、

F' 前記セパレーターを剥がして、前記粘着剤層を皮膚に押し当てることにより、前記粘着剤層、着色印刷インキ層及び透明弾性層を皮膚側に転写して、前記透明弾性層、着色印刷インキ層及び粘着剤層が皮膚に対して柔軟性に富み、かつ摩擦に強いものである転写シール。」

#### 1-3 本件発明と乙1発明との対比

本件発明と乙1発明とを対比すると、乙1発明における剥離性シート、透明弾性層、着色印刷インキ層、粘着剤層、セパレーターは、それぞれ、本件発明における「基台紙」「保護シート層」「インク層」「接着層」「保護紙」に相当すると認められ、また、本件発明における「治療用マーカー」は「転写シール」の一種であるといえることができるから、一致点及び相違点は、以下のとおり認定される。

(一致点)

「基台紙と、

該基台紙の裏面に剥離可能に積層されている透明な保護シート層と、

該保護シート層の裏面に積層されたインク層と、

該インク層の裏面に積層されている接着層と、

該接着層の裏面に剥離可能に積層されている保護紙とによって構成され、

前記保護紙を剥がして、前記接着層を皮膚に押し当てることにより、前記接着層、インク層及び保護シート層を皮膚側に転写して、前記保護シート層、インク層及び接着層が皮膚に対して柔軟性に富み、かつ摩擦に強いものである転写シール。」

(相違点1)

本件発明では、基台紙の表面に治療用の目印となるマークが印刷されているのに対し、乙1発明